る様式に記載すべき事項のうち、届出の名称、届出を行う日付、届出を行う相手方の名称、届出を行う者の住所、届出を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出を行う旨の表示を記録すべきものとして、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。）に記録すべき事項

二　（略）

2　前項の届出を行おうとする者は、当該届出を行おうとする者に付与された識別符号及び当該届出を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を、当該届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

（氏名等を明らかにする措置）

第十九条　情報通信技術活用法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

一　電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十八条第二項第一号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書を届出等と併せて送信すること。

二　第十八条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　前条第二項の識別符号及び暗証符号を同条第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

二　（略）

2　前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十一条第二項の規定により付与された届出者等コードを前項の規定に基づく電子計算機から入力することをいう。

（新設）

（削る）

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十条　第九条の二から第十条まで及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十八の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（届出者等コード）

第二十一条　前条の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十八により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者等コードを付与するものとする。

3　第一項の届出を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十二条　第九条の二から第十条まで及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ六二四一若しくはＸ六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）及び様式第二十一の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第十八から様式第二十までを削り、様式第二十一中「様式第21（第22条関係）」を「様式第18（第20条関係）」に改め、同様式を様式第十八とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第二十一により使用されている書類は、この省令による改正後の様式第十八によるものとみなす。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十九号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿